

(仮称) 日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務委託に係る
プロポーザル応募要領

1. 目的

歴史を活かしたまちづくりを推進するためには、日本遺産に関する情報発信や市民活動の拠点が必要であることから、益田市が整備する(仮称)日本遺産ビジターセンターにおいて、日本遺産の普及啓発はもとより、ひとづくりなど多機能を併せ持つ施設として魅力的な企画展示室の整備を実施する。

企画展示室の整備に当たっては、自治体、地域、関係者等とコミュニケーションを図りながら進め、地域も主体的に活用していく場になることで、歴史を活かしたまちづくりの推進になると考えている。

以上のことを踏まえ、本事業を協働して進めるパートナーとして最も適した事業者を選定するため、プロポーザルにより広く提案を求める。

2. 業務の概要

(1)業務の名称 (仮称) 日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務

(2)発注者 益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会(以下「実行委員会」という。)

(3)業務の内容

別紙「(仮称)日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4)委託期間

契約の翌日から令和4年3月31日まで

※不測の事態により、契約の変更、解除を行うことがある。また、実行委員会は、実行委員会に契約の内容に適合しないものがある場合を除き、当該契約の変更・解約が行われたときの損害賠償の責めを負わないものとする。

(5)見積限度額

全体の見積限度額 30,157,000円(税込み)

令和3年度見積限度額 10,164,000円(税込み)

※令和3年度10,164,000円(税込み)、令和4年度19,993,000円(税込み)の事業費を見込んでいるため、今年度の契約は上記令和3年度の配分額の範囲で行う。また、令和3年度事業の成果品(デザイン・設計)に基づく2期工事として、翌年度の事業を別途発注する予定である。各年度の事業費見込額の配分は変更しない。

(6)選定方法

事業者の選定方法は、プロポーザル方式とする。

本事業に参加しようとする事業者(以下「参加者」という。)は、(3)に定める業務に関する実績及び提案を提出するものとし、実行委員会は当該提出物を審査し、事業者の選定を行う。

3. プロポーザル参加資格

- (1) 令和2年度及び3年度益田市入札参加資格者名簿に登録があり、島根県内に本店又は営業所があること。
- (2) 平成23年度以降、国、地方公共団体等の展示室整備のデザイン・設計若しくはそれに類する履行実績を有すること。
- (3) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、実行委員会の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 益田市及び他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4. 選考スケジュール

実施内容	期日等
① 応募要領等掲載期間	令和3年5月27日（木）～6月11日（金）
② 質問の受付期間	令和3年6月2日（水）～6月8日（火）正午
③ 現地確認	令和3年6月7日（月）午後1時00分～5時00分
④ 質問回答期限	令和3年6月9日（水）午後5時
⑤ 参加表明書受付期間	令和3年6月2日（水）～6月11日（金）午後5時
⑥ 参加資格確認結果通知	令和3年6月14日（月）
⑦ 企画提案書受付期間	令和3年6月15日（火）～6月30日（水）午後5時
⑧ 選定委員会 （プレゼンテーション）	令和3年7月2日（金）（予定）
⑨ 結果の公表	令和3年7月6日（火）（予定）
⑩ 契約手続	令和3年7月上旬

5. 応募要領等の配布

- (1) 配布期間
令和3年5月27日（木）～6月11日（金）
- (2) 配布方法

益田市観光協会ホームページからダウンロード

[益田市観光協会ホームページ] <https://masudashi.com>

6. 質問の受付

(1)受付期間：令和3年6月2日（水）～6月8日（火）正午

(2)質問の提出方法：FAX 又は電子メールにより質問書（様式第3号）を提出すること。

(3)質問書送信先：FAX 0856-23-1232

電子メール info2@masudashi.com

※電子メールの場合、件名を「質問書：（仮称）日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務」とすること。

(4)回答日

令和3年6月9日（水）午後5時までに質問内容及び回答をプロポーザル参加者全員に対して電子メールにて回答する。ただし、質問内容によって本選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

7. 現地の確認

令和3年6月7日（月）午後1時00分から午後5時00分までの間で現地を確認することができる（現地確認を希望する場合は、6月3日（木）までに実行委員会に連絡し、訪問日時を調整すること。）

8. 参加表明書

(1)受付期間：令和3年6月2日（水）～6月11日（金）午後5時

(2)提出書類：1部

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加表明書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第2号）	
③	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの、写し可）
④	事業実績書（様式第4号）	直近10年の業務実績（本事業に関連のある実績）を記載すること
⑤	事業実績書に係る参考資料	事業実績書に記載した実績が分かる資料（写真等）
⑥	納税証明書（国税）	「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」（発行後3カ月以内のもの、写し可）
⑦	納税証明書（法人市民税及び固定資産税）	市内に事業所等がある場合（直近2年分発行後3カ月以内のもの、写し可）
⑧	印鑑証明書	発行後3カ月以内のもの、原本

(3)提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4)提出先：〒698-0024 益田市駅前町 17-2

益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会
（益田市観光協会） 宛

T E L 0856-22-7120 F A X 0856-23-1232

(5)参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を確認し、結果を令和3年6月14日（月）午後5時までに参加資格確認結果通知書により通知する。（F A X又は電子メールによる。）

9. 提案書の提出

(1)提出書類

8.(5)に定めるところにより参加資格の確認を受けた応募者は、次の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	企画提案書表紙（様式第5号）	
②	企画提案書（任意様式）	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること
③	本事業の見積書	消費税を含む金額を記載するとともに、①全体の事業費を記載したものの、②令和3年度の事業費を記載したものをそれぞれ提出すること。各見積書は内訳についても記載すること

(2)企画提案書（任意様式）

別紙の仕様書をもとに、

ア 本事業の取組方針

イ 事業全体の実施体制・工程

ウ 本事業の取組にあたっての自社の強みやノウハウ

エ 本事業の取組内容

オ 施設のイメージ図（別紙参考図面をもとに、レイアウト、各部屋のイメージ図をそれぞれ作成すること）

などを具体的に記載すること。

・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。

・提案主旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

・その他 PR 及び独自提案がある場合は添付すること。

(3)提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、期限までに必着のこと。）で提出すること。

(1)の表に示す順序となるよう並べたものを、1部ごとにクリップ等でまとめ、

正本 1 部、副本 6 部（副本はコピー可）を提出すること。

(4)提出期限

令和 3 年 6 月 30 日（水）午後 5 時 00 分

(5)留意事項

提案内容は、2.(5)記載の提案の見積限度額の整備全体の提案とすることとし、今年度での整備部分、翌年度での整備部分が分かるように記載すること。施設そのものの整備（益田市発注）のスケジュールを参考に提案すること。

本事業は令和 3(2021)年度文化資源活用事業費補助金観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）を活用することから、募集案内（文化庁HPに掲載）を熟読の上提案すること。

10. 審査の実施

(1)プレゼンテーション

下記日程に開催される（仮称）日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施した上で決定する。プレゼンテーションはオンラインにより実施する。

日時 令和 3 年 7 月 2 日（金）午後

時間 20 分以内（質疑応答は別途 10 分を予定）

11. 審査及び評価

(1)選定委員会構成

選定委員会において、参加資格、提案内容等について総合的に審査を行う。

(2)評価項目

提出書類に基づき、以下の項目で評価する。

審査項目	評価ポイント	配点
業務遂行	・業務実施体制は適切か ・実行委員会、益田市、地域等との意見交換が十分にでき、かつ柔軟に対応できるか。	30
取組方針	・本事業の特性や目的を理解した企画案となっているか	10
事業実績	・本事業を遂行するために必要な業務実績を有しているか	10
情報発信等 普及啓発	・ストーリー・構成文化財を分かりやすく紹介できる計画か ・情報発信として有効と思われる内容か	10
市民活動を 創出する場	・市民・事業者など多様な主体が集いやすい場か ・アイデアや活動の創出が期待できる場か	10
観光拠点と しての機能	・観光拠点として近隣との周遊が期待できるか ・インバウンド対策が十分であるか	10
独自提案	・魅力的な独自提案であるか	10

見積金額	10×提案者中の最低見積価格／見積価格 ※小数点第2位以下は切り捨て	10
------	---------------------------------------	----

(3)事業者の決定

- ア 選定委員会の各委員が評価した得点を合算し、総得点の最も高い参加者を優先交渉者として選定し、契約締結に向けた交渉を行うものとする。なお、同点の場合は、くじにより決定するものとする。
- イ 第1位の優先交渉者が、失格に該当することが認められた場合又は実行委員会との契約交渉が不調となった場合は、次点とされた者と交渉を行うものとする。
- ウ 選定委員会において、本業務を実施する目的、内容等に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、実行委員会の求める最低水準に達していないと判断された場合においては、本公募を打ち切るものとする。
- エ プレゼンテーション参加者が1者の場合であっても、審査基準の基準点を満たす場合には当該業者を契約の相手方とすることができる。
- オ 提出された提案書等は特定の提案者1者を決定するための資料であり、事業実施にあたっては、契約の相手方決定後、受託者との協議を行う。

1 2 . 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。

1 3 . 提案書類の返還

この要領に基づき提出された提案書類等については返還しない。

1 4 . 成果物の著作権について（重要）

事業により作成した成果等の著作権は実行委員会に帰属するものとする。

1 5 . 添付資料

- ・（仮称）日本遺産ビジターセンター施設平面図
- ・（仮称）日本遺産ビジターセンター位置図
- ・（仮称）日本遺産ビジターセンター整備事業スケジュール
- ・日本遺産認定にかかるストーリー
- ・日本遺産構成文化財一覧

参 加 表 明 書

益田の歴史文化を活かした
観光拠点づくり実行委員会
会 長 右 田 隆 様

(事業者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(仮称) 日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務に係るプロポーザルについて、次の書類を添えて参加いたします。

提出書類

- (1) 誓約書 (様式第 2 号)
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 納税証明書 (国税)
- (4) 納税証明書 (法人市民税及び固定資産税)
- (5) 印鑑証明書

誓約書

益田の歴史文化を活かした
観光拠点づくり実行委員会
会長 右田 隆 様

(事業者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(仮称)日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務に係るプロポーザルへの参加に際し、下記の要件を満たすことを誓約します。

記

- (1) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、実行委員会の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 益田市及び他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

様式第3号

質 問 書

((仮称) 日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務に係るプロポーザル)

(提出日 令和3年 月 日)

商号又は名称	
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
質問内容 ※簡潔かつ具体的にご 記入ください。	

様式第 4 号

事業実績書

1. 本事業と関連した事業の実績

※本事業と関連した事業に必要な知見、専門知識、ノウハウなどについてセールスポイントがあれば詳しく記入すること。

--

2. 国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体との類似業務の実績

契約相手方	業 務 名	業 務 概 要	履行期間
			契約金額

【記載上の注意】

- ・実績は、直近 10 年の範囲とする。
- ・欄が不足する場合は適宜追加すること。

企画提案書

(仮称) 日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務に係るプロポーザル提案書を提出します。

会社概要	住 所	
	商号又は名称	
	代表者	
	電話番号	
	F A X	
	U R L	
	担当者	役職・氏名
E-mail		
沿革等		

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。